

ふじみ野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）に関する意見等の募集結果について

■提出期間

令和4年2月1日（火） ～ 令和4年3月2日（水）

■意見の募集結果

提出者数 4名 提出件数 20件

■意見提出方法の内訳

郵便 0件 ファクシミリ 0件
電子メール 19件 直接書面による提出 1件

■担当課 市民総合相談室

■意見の概要と市の考え方

意見の概要	市の考え方（修正がある場合は修正内容）	修正
<p>【制度全体についての意見】</p> <p>パートナーシップ制度の担当者だけではなく、横断的に他課の職員の方に性的マイノリティについての研修機会をつくっていただきたい。</p>	<p>性的マイノリティなどの多様性を理解し、お互いに尊重し合って働ける環境づくりの推進と、市民等への接遇における心構えや気づきを得ることを目的とした職員研修を行っています。</p>	なし
<p>【制度全体についての意見】</p> <p>全体を通して、LGBTQ+の方のことを表す単語として、『性的志向又は性自認に係る性的少数者』と表現されていますが、『性的少数者』という部分に違和感を感じます。「多数者が少数者を認める」制度ではない表現に変えられないでしょうか。</p>	<p>ご指摘の通り変更いたします。</p> <p>第2条 (1) パートナーシップ 自己の性別についての認識が戸籍上の性別と異なる者及び恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向が異性のみでない者であって、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した二人の関係をいう。</p> <p>第3条 (1) 双方又はいずれか一方が自己の性別についての認識が戸籍上の性別と異なる者及び恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向が異性のみでない者であること。</p>	あり

意見の概要	市の考え方（修正がある場合は修正内容）	修正
<p>【制度全体についての意見】</p> <p>宣誓制度ではなく、結婚に準ずる形として「届出制度」としてください。性的マイノリティへのハードルが上がる宣誓という特殊な概念を使わないでほしいと考えています。</p>	<p>本市では、既にパートナーシップ制度を導入している他の自治体の状況を踏まえ制度設計をしております。</p>	なし
<p>【制度全体についての意見】</p> <p>所沢市の制度のように、同居の親や子ども等も含めたファミリーシップ届出制度と併合してください。</p>	<p>県内でファミリーシップ制度を導入している市町の制度を調査研究してまいります。</p>	なし
<p>【制度全体についての意見】</p> <p>多くの自治体で採用しているように、転入予定者、養子縁組のカップルも可としてください。</p>	<p>本市では、3か月以内に本市へ転入予定の方、パートナーシップ関係にあるカップルが養子縁組をしている場合は制度を利用することができます。</p>	なし
<p>【制度全体についての意見】</p> <p>医療提供の決定をパートナーに委ねる意思表示を、携帯証明カードにて、現行案以上に明確化して下さい。</p>	<p>パートナーシップ宣誓受領カードは、携帯できるよう名刺サイズにし、また補強加工を施したいと考えていることから、ご意見にある「医療提供の決定をパートナーに委ねる意思表示」欄を設けることはスペース的に難しいと考えております。</p>	なし
<p>【制度全体についての意見】</p> <p>市職員の同性パートナーを、休暇や福利厚生上、配偶者と同様に扱って下さい。</p>	<p>現状において配偶者と同様に扱うことについては難しいと考えておりますが、国や県、他の自治体の状況などを踏まえ研究してまいります。</p>	なし
<p>【制度全体についての意見】</p> <p>医師会、商工業者、不動産業者などへの、協力の申し入れを市として行って下さい。</p>	<p>本市主催の企業講演会などの機会を通じ、事業者への周知及び啓発に努めてまいります。</p>	なし
<p>【運用方法についての意見】</p> <p>人の性は十人十色であり、戸籍上の性別にこだわる必要がありません。性的マイノリティの定義も明らかではない、証明もできないこと等から、性別や性的マイノリティに限らない運用にしてください。</p>	<p>本市では、性的マイノリティの方を応援する制度として制度設計をしております。</p>	なし

意見の概要	市の考え方（修正がある場合は修正内容）	修正
<p>【運用方法についての意見】</p> <p>二人そろっての手続きではなくひとりの手続きでも可能として下さい。</p>	<p>宣誓者のなりすまし防止のための、ご本人確認、お二人の意思の確認、宣誓書の自署のためお二人で来庁してください。</p>	なし
<p>【運用方法についての意見】</p> <p>窓口時間の延長（夜間窓口の受付実施）を検討して下さい。</p>	<p>宣誓日時の予約時に担当にご相談ください。できる限りご要望に沿うよういたします。</p>	なし
<p>【運用方法についての意見】</p> <p>受理から時間が経過し、届出事項に変更がある場合には、その時点での登録事項の証明書を発行してください。それは「再」ではありません。婚姻の戸籍謄本にならい、届出事項謄本でもよいと考えます。</p>	<p>ご指摘の通り変更いたします。</p> <p>手続きガイドブック（案）4ページ</p> <p>8 届出事項の変更</p> <p>宣誓内容に変更があった場合、「パートナーシップ宣誓事項変更届」に変更内容が確認できる書類（戸籍抄本、住民票の写しなど）を添えて提出してください。</p> <p>届出後7日以内にパートナーシップ宣誓受領証等をお送りします。</p>	あり
<p>【第2条関係】</p> <p>性的少数者の2人は友達だと思っ のですが。</p>	<p>本市では、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であるお二人のための制度設計をしております。</p>	なし
<p>【様式第2号及び様式第3号関係】</p> <p>6色のシンボルカラーを要綱や宣誓書やカードへ使われてはいかがでしょうか。シンボルカラーの意味も一緒に書いてもいいかもしれません。</p>	<p>パートナーシップ宣誓受領証等のデザインについて、参考とさせていただきます。</p>	なし

■その他要望と回答

要望	回答
<p>市立中学校における選択制制服にて、トランスジェンダーや性別に迷う生徒がカミングアウトせずとも外見を選択できるよう、デザインの検討をお願いします。</p>	<p>現在、市内中学校の生徒は学校ごとに指定された制服を着用しておりますが、家庭からの要望に応じてスラックスの着用を認めており、柔軟に対応しております。制服のデザインにつきましてはトランスジェンダーの観点から引き続き各校で検討してまいります。</p>
<p>公文書上に、不必要なものでも性別欄が設けられたままになっていないか調査し、不必要なもの削除を徹底して進めて下さい。</p>	<p>本市では、平成28年度から人権に配慮した市政の取り組みの一つとして、申請書等で性別を確認する必要のない場合は性別記入欄を設けないこととしております。</p> <p>これからも法令等の定めやデータ分析に必要な場合以外は性別記入欄を設けないよう努めてまいります。</p>
<p>LGBTに関する相談に十分対応できるよう、相談窓口を強化して下さい。</p>	<p>LGBTに関する相談につきましては、専門の窓口を設けてはおりませんが、よりそいホットライン（0120-279-338）等の窓口をご案内しております。</p>
<p>性的指向・性自認の課題について、市立学校の全教職員に研修を徹底し、児童・生徒にも学習の場を提供して下さい。</p>	<p>本市におきましては人権教育に係る研修の一環として、新採用3年未満の教職員を対象に性的マイノリティに関する研修を実施しております。また、県の年次研修でも人権教育に係る研修の一環として、性的マイノリティについての研修を実施しております。児童・生徒につきましては保健体育や人権教育として年間指導計画に基づき、性的指向・性自認の課題について学習しております。</p>
<p>市立学校において、カミングアウトする児童・生徒に対する体制を整え、性的指向・性自認に関するいじめをなくす、取り組みを行って下さい。</p>	<p>埼玉県教育委員会では、令和3年度に「性の多様性に係るリーフレット」を作成し、市教育委員会を通して各学校に配付しております。また、市の研修会でも、カミングアウトする児童・生徒に対して、アウティングの禁止等の対応法について周知しており、相談体制を整えております。</p>
<p>災害時、防災時の計画において、性的マイノリティに対する支援を充実させて下さい。</p>	<p>令和4年度にふじみ野市地域防災計画を改定する予定です。その際には、性的マイノリティについても明記し、取り組みを進めてまいります。</p>